

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正の概要（令和3年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）

1. 制度の概要

臨床研修病院の指定を受けようとする場合の手続き等は、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令及び「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政発第0612004号。以下「施行通知」という。）に規定されている。

2. 改正の趣旨

現状通知内で形骸化している内容の削除や文言の修正を踏まえた所要の改正

3. 改正の概要

（1）臨床研修病院の移転等の際の取扱いの規定（通知第2の4）

医師臨床研修部会において申し合わせ事項であった移転等の取扱いについて指定申請の項目に盛り込んだ。

（2）基礎研究医プログラムの定員配分の取扱いの規定（通知第2の5）

医師臨床研修部会の審議を踏まえ、決定された基礎研究医プログラムの定員配分方法について盛り込んだ。

（3）募集定員上限設定における変更（通知第2の23）

医師臨床研修部会の審議を踏まえ、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の募集定員計算方法の見直しを行った。

（4）都道府県が臨床研修病院へ定員を配分する際の参酌する規定の削除

（通知第3の3）

各都道府県における臨床研修病院への配分については、その権限のもと、当該項目を参酌せずとも配分可能であるため、当該項目を削除した。

4. 施行日

令和3年4月1日